

令和2年第2回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和2年2月27日(木) 午前9時00分～12時00分

開催場所 いちき串木野市中央公民館2階研修室

出席農業委員(11人)

会長	12番	前田	浩二
会長代理	11番	久木山	純広
	1番	木場	由美子
	2番	外菌	健藏
	3番	西	美香
	4番	川畑	千秋
	5番	福菌	勉
	6番	松田	健
	8番	蓑手	幹夫
	9番	古賀	久美子
	10番	西村	四男

欠席農業委員(1人) 7番 樋ノ口 正信

出席農地利用最適化推進委員(3人)

串木野地区1	永井	美治
串木野地区2	原口	壽藏
市来地区	井手迫	正博

出席職員 後潟局長、大里主査、内門主査
中村主任、橋口主幹

議事録署名委員 (10番 西村 四男委員・11番 久木山 純広委員)

○ 議事日程

議事録署名委員の指名

日程第1 報告議案第5号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知(3件)について

日程第2 報告議案第6号 農地の転用事実照会に関する回答(1件)について

日程第3 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請(2件)について

日程第4 議案第8号 農地法第5条事業計画変更に係る申請(1件)について

日程第5 議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請(3件)について

日程第6 議案第10号 農地法第3条第1項の規定による買受適格証明願(2件)について

日程第7 議案第11号 非農地証明願(1件)について

日程第8 議案第12号 農用地利用集積計画案(4件)について (新規4件)

日程第9 議案第13号 農用地利用集積計画案(一括方式)(1件)について (新規1件)

会議の概要

局長 皆さん、おはようございます。それでは、ただ今から令和2年第2回いちき串木野市農業委員総会を開催いたします。まず初めに、会長より挨拶をお願いいたします。

会長 (あいさつ)

局長 ありがとうございます。それでは、令和2年第2回いちき串木野市農業委員会総会を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は会長がおこなうことになっております。よろしく申し上げます。

議長 それでは、会議規則に基づき、議長を務めさせていただきます。まず事務局より、農業委員の出席状況の報告をお願いします。

局長 農業委員定数12名で、現在数12名に対し、出席委員数11名、(樋ノ口委員が体調不良で欠席すると連絡を受けております)で、過半数に達しております。よって農業委員会等に関する法律第27条第3項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の3名の方々とも、出席されていることを報告いたします。

議長 それでは、お手元に配付してあります会次第に従いまして、進行してまいります。これより議事に入ります前に、議事録署名委員の指名を行います。いちき串木野市農業委員会会議規則第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは議事録署名委員は、10番西村委員、11番久木山委員にお願いします。只今から議事に入ります。まず日程第1、報告議案第5号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 1ページをお願いします。日程第1、報告議案第5号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知は3件5筆3,611㎡です。上から耕作者変更、小作から自作、経営縮小のため、契約を終了させるそうです。なお、No.3は今月利用権設定が出ています。よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。今回は3件、合意解約の通知があったところ。1番目は耕作者の変更、2番目は自分で耕作、3番目は経営縮小という理由です。これより質疑に入ります。何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようですので、日程第1、報告議案第5号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知については通知のとおり受理することとします。次に、日程第2、報告議案第6号、農地の転用事実照会に関する回答についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 資料の2ページをお願いします。日程第2、報告議案第6号、農地の転用事実照会に関する回答についてご説明申し上げます。本来であれば先月の総会で報告すべき議案でしたが、失念しておりました。申し訳ありませんでした。申請人が所有する畑3.72㎡についてです。申請地は3ページの位置図のとおりです。現地調査については、昨年の12月26日、事務局と福菌委員、松田委員で行い、状況を確認しています。資料の4ページをお開きください。4ページが法務局からの照会書、5ページが照会書に対する回答です。回答については、1、土地の現況は農地ではない、2、転用許可済みかどうかについては回答なし、3、転用許可がされていないときの状況については回答なし、4、原状回復命令の見込みはなし、5、建物の建築制限がある土地かどうかについてはなしと回答しました。以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ございませんか。事務局、もう少し詳しく説明をお願いします。

事務局 2ページをお開きください。申請地は昭和60年ごろの市道〇〇線の工事に伴い、南側の土地とは段差が設けられ西側の宅地の一部として利用されており、もともと農地であったが宅地の一部として利用されていることから、今回農地でないと判断しました。

議長 今回の転用事実照会の回答は、法務局に申請された所有者は、現場の実態に登記簿があわないということで、現場の実態にあわせるために今回地目変更をしたいという事情です。皆さんの方から、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なしということで、事後承諾という形になりますが、日程第2、報告議案第6号、農地の転用事実照会に関する回答については5ページ

のとおり承認をされました。次に、日程第 3. 議案第 7 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 6 ページをお願いします。日程第 3、議案第 7 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてご説明申し上げます。今月の申請は 2 件で、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当せず、許可要件をすべて満たしております。No.1 についてご説明申し上げます。譲受人が譲渡人の所有する申請地を譲り受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域外農地です。調査は【正】を西委員、【副】を川畑委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

西委員 3 番西です。No.1 について調査報告します。2 月 25 日、火曜日、午前 9 時より現地で行政書士立ち会いのもと、川畑委員と私が調査を実施しました。資料の 6 ページをご覧ください。申請地は農用地区域外農地です。今回の申請により 1 アール以上の耕作者になります。労働力は 1 名で、取得後は自家消費用の梅、みかん、柿を生産する予定だそうです。農機具は刈払機、他は必要に応じ譲渡人から借用することです。果樹栽培のため、手作業で管理できる規模と思われ、自宅は〇〇市で通作距離は 15 k m ほどですが、栽培管理可能と思われ、何ら問題ないと思います。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長 2 件全部、説明が終わってから質疑に入りたいと思います。No.2 について、事務局の説明をお願いします。

事務局 8 ページをお願いします。No.2 についてご説明申し上げます。譲受人が譲渡人の所有する申請地を譲り受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域内農地と農用地区域外農地で、昨年の利用状況調査によると、譲受人の農地は耕作されております。今回の申請で耕作面積が 3,155 m² となり、下限面積を超えます。なお、2 人は兄弟です。調査は【正】を木場委員、【副】を西村委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長 現地調査の報告をお願いします。

木場委員 1 番木場です。No.2 について報告します。調査日は 2 月 22 日、午前 9 時 30 分より譲受人と西村委員、私とで調査をしました。場所は資料の 8・9 ページをご覧ください。目的は、県外に住んでいる弟さんか

らの贈与です。①は農用地区域内農地、②は農用地区域外農地で、今事務局からも説明がありましたように、現在作っている面積とあわせて、下限面積を超えます。労働力はご本人1人、農業用の機械は動噴、管理機、草払機等で、自宅からの距離は①が約200m、②は約1.5kmです。目的の確実性は年齢が87歳ということで、私たちもちょっと高齢だなと思いましたが、ご本人は87歳に見えないくらいのしっかりとした足取りで、すぐ近くにある畑は、写真には出てこないみかん山は、登り口が急な坂で、車では入れないので歩かないといけない、けれども私たちよりも足取りは軽く、足腰を鍛えるためにこの作業をしていると、とても前向きな方で、別なところではまだ、今から早稲みかんを植え付けたいと、私たちが調査をした限りでは、何も問題ないと見てまいりました。皆さん方のご審議をよろしくお願いします。

議長

2件の事務局の説明、現地調査の報告がありました。ただ今から、質疑に入ります。何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないということですので、2件については申請のとおり許可することで決定いたしました。次に、日程第4、議案第8号、農地法第5条事業計画変更に係る申請についてを議題とします。なお、この案件は、日程第5、議案第9号、農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.1と関連がありますので、両方一括、議題として、同時に審議することとします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

今、議長より説明がありましたように、日程第4、10・11ページのNo.1と、日程第5、12・13ページのNo.1は関連がありますので、一緒に説明をさせていただきます。10・11ページにお戻りください。日程第4、議案第8号、農地法第5条事業計画変更に係る申請についてです。この案件は、平成22年12月20日付、指令農振第5-848号として、農地法第5条転用を受けておりますことをご報告します。10ページに書いてあります転用計画では、当初計画者は、会社の内示等により鹿児島県への赴任予定でありましたので、農地法第5条転用を申請し許可をいただいて、申請地と隣接する山林と一体利用して一般住宅を建築する予定で準備を進めており、申請をし、許可をいただいたところです。申請地は第3種農地です。しかしながら、農地法第5条転用許可後、転勤の予定が変更になってしまい、当初計画者は農地法第5条許可についての申請地を未着工のまま、現在まで至っておりました。今回、事業継承者と合意がなされ、事業計画変更申請の提出となったと説明を受けました。その際、住民票を確認させていただきましたが、居住地も、当初は〇〇県におられました。この申請をする前、

平成 28 年 3 月には〇〇に現住所が移されていることも確認しております。こうして、農地法第 5 条事業計画変更に至っていることを報告します。ページを開いていただきまして、12・13 ページです。日程第 5、議案第 9 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請のNo.1 についてご説明申し上げます。今回新たな事業継承者を譲受人とし、改めて農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請として申請したものです。譲受人は現在、借家住まいで子どもが誕生し、手狭になったため、申請地を譲り受け、自宅を建築するものです。なお、隣地、地目は山林、現況は雑種地と一体利用し、一般住宅を建築するものです。総面積は 287 ㎡で、第 3 種農地です。なお、調査員は【正】を川畑委員、【副】を西委員に、日程第 4 についても同じ調査員をお願いしてあります。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

川畑委員 4 番川畑です。日程第 4、議案第 8 号に係る申請事由等については、先程、事務局の説明のとおりです。農地法第 5 条申請のNo.1 について報告します。2 月 25 日、火曜日、午前 9 時 40 分より行政書士立ち会いのもと西委員、私で調査を行いました。場所等は、資料の 12・13 ページに記載されており、申請地は区画整理街区内です。譲受人は、事務局の説明もありましたが、現在、借家住まいであり、申請地に自宅を建築したいとのことです。申請地周囲の状況は、東側が宅地、西側が通路、南側が道路、北側が宅地で、周囲に農地はなく、宅地の造成計画は現状のままで利用するとのことです。用排水計画は上水道、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理後に南側道路側溝へ、雨水もため枡を設け、道路南側の側溝へ排水させる計画です。資金は銀行融資で、申請許可後進みやかに着工するとのことでした。なお、被害防除計画書・誓約書、融資証明書、仮換地指定通知書、住民票等が提出されています。私たちの調査では何ら問題ないと判断しますが、皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議長 2 つの議案を関連がありますので、同時に説明をしていただきました。ただ今から質疑に入ります。何か、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なしということですのでお諮りします。日程第 4、議案第 8 号、農地法第 5 条事業計画変更に係る申請および日程第 5、議案第 9 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請のNo.1 について、これは事業計画変更が承認されないと 5 条申請の許可もできないとなりますので、両方一体的なものですので、あわせてお諮りします。2 つの議案については申請のどおり許可することよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということですので、これらの案件については申請のとおり許可する意見を付して、県に進達することといたします。次に、日程第5、議案第9号、農地法第5条第1項の規定による許可申請のうち残りのNo.2、No.3 についてを議題とします。No.2・No.3 を一括して、事務局の説明、調査員の報告を受けた後、質疑に入りたいと思います。それでは、No.2 について事務局の説明をお願いします。

事務局 14・15 ページをお開きください。ご説明申し上げます。譲受人は現在、借家住まいで、子どもが誕生し手狭になったため、申請地を購入し、一般住宅を建築しようとするものです。第2種農地です。調査員は【正】を西村委員、【副】を木場委員にお願いしてあります。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

西村委員 10番西村です。No.2 についての実態調査について報告します。調査日は2月22日、午前9時～午前9時30分、【正】を西村、【副】を木場委員で調査しました。立会人は申請人代理人である父親です。場所は14・15 ページをお開きください。転用目的は、先程言われましたように、譲受人は現在借家住まいで、お子さんが生まれて手狭になって、申請地を購入して住宅を建築しようとするものです。土地条件は転用に合致している、目的の確実性は許可後速やかに着工する見込み、資金は住宅ローン等審査結果通知書が添付されています。位置は周囲の農地に影響ないと考えられます。用排水は北側市道の側溝に排水する、被害防除は、被害防除計画書ならびに被害防除誓約書も添付されています。付近の状況は、東側に宅地、西側に宅地、南側に畑、不耕作地、北側が市道です。以上問題はないと見てまいりました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 次に、No.3 について説明をお願いします。

事務局 No.3 について説明をさせていただきます。16・17 ページをお開きください。譲受人は、〇〇市で現在、宅地建物取引業者免許証を有する株式会社を運営する企業です。当市の市街地に建売住宅を建築したいと検討されており、譲渡人が所有する土地を譲り受けることに合意がなされ、今回、農地法第5条第1項の規定による許可申請を提出されたものです。第3種農地です。調査員の【正】を福菌委員、【副】を松田委員にお願いしてあります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

福菌委員 5番福菌です。2月24日、代理人立会いのもと松田委員と私が調査を行いました。申請地は第3種農地です。位置図は16・17ページを参照してください。転用の目的は、市街地の住宅が集合している地域の申請地を譲り受け、建売住宅を建築したいとのことです。資金は自己資金で賄う、申請地は土地区画整理されており、周囲はほぼ住宅が建っています。用水、汚水・生活雑排水は上水道、公共下水道、雨水排水は東側の側溝に流します。周囲の状況は、北と東が道路、南が宅地、西は畑で、西側の畑の間に幅1.2mの緩衝地を設けます。許可があり次第、着工するとのことです。問題はないと見てまいりました。皆さん方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 No.2、No.3について、事務局の説明及び現地調査の報告がありました。ただ今から質疑に入ります。何か、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なしということですので、これらの案件については申請のとおり許可する旨の意見を付して、県に進達することといたします。次に、日程第6、議案第10号、農地法第3条第1項の規定による買受適格証明願についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 18ページをお願いします。日程第6、議案第10号農地法第3条第1項の規定による買受適格証明願についてご説明申し上げます。3月6日の市の不動産公売会において農地の公売に伴う買受適格証明願になります。まず、買受適格証明についてご説明します。農地の公売の入札に、農地を取得できない者が参加することを未然に防ぐため、入札に参加する際必要となるもので、今回は農地法第3条の許可を受けられることを証明するための案件です。この件については農地法第3条第1項の規定による許可申請と同様の書類を提出していただいております。また、落札後3条許可申請が提出された場合、当該証明書の交付時と事業内容に変更がない場合は、農業委員会会長の判断により処理しうることにしてもご審議方いただきたいと思っております。No.1をご説明申し上げます。申請人が申請地を買い受けたいとの申請です。申請地は農用地区域内農地で、去年の利用状況調査によると、申請人の農地は耕作されております。また、申請地の南側に隣接する農地を所有しております。調査は【正】を蓑手委員、【副】を外菌委員にお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

蓑手委員 8番蓑手です。No.1について報告します。2月22日、土曜日、午後4時30分から現地において、申請人代理人立ち会いのもと外菌委員と

私が調査を実施しました。位置図は 18・19 ページです。申請地は農用地区域内農地で、行政が管理し、今回、公売をする土地です。申請人は経営規模を拡大するため、取得しようとするものです。申請人は現在、本人と兄の 2 人の労働力で、自作地、借地を含め、田 38.23 アール、畑 14.30 アール、合計 52.53 アールの面積で、水稻・飼料作物を耕作し、生産牛 6 頭を飼育する経営をされています。農機具の保有状況はトラクター、耕うん機、管理機、田植え機、ハーベスタ、飼料作物刈取モア等、農作業に必要な器具を所有されています。自宅からの通作距離は 1.5 k m、隣接する農地は本人が営農されています。以上のことから、労力施設とも十分あり、耕作できると判断しますが、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 次に、No.2 について説明をお願いします。

事務局 20 ページをお願いします。No.2 をご説明申し上げます。申請人が申請地を買い受けたいとの申請です。申請地は農用地区域内農地で、昨年の利用状況調査によると、申請人の農地は耕作されています。調査は【正】を樋ノ口委員、【副】を久木山委員をお願いしてありますが、今回、【正】の樋ノ口委員が欠席ですので、報告については、【副】の久木山委員をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

久木山委員 11 番久木山です。樋ノ口委員が風邪のため欠席ですので、代理で説明させていただきます。2 月 21 日、午前 9 時から現地を、樋ノ口委員と申請人と調査しました。申請人については、農事組合法人の代表であり、現在 11,884 m²の作付けをされています。申請地については、先程ありましたように、買受適格証明を発行するための調査で、農機具等保有、労働力については 1 人、自宅からの距離が 1 k m、車で 3 分以内ということです。調査した結果、何ら問題ないと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 2 件の説明及び現地調査の報告がありました。ただ今から質疑に入ります。この申請について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なしということですので、これらの案件については、申請のとおり買受適格証明書を発行したいと思います。なお、事務局から説明がありましたように、公売は 3 月 6 日に予定されていますが、公売で落札された後に、申請人から農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可申請が出された場合には、特に事業内容に変更がない場合は、再び総会に

諮ることなく、会長の判断で許可することとします。それもあわせてご了解いただきたいと思います。次に日程第7、議案第11号、非農地証明願についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

資料の22ページをお願いします。日程第7、議案第11号、非農地証明願についてご説明申し上げます。申請地は昭和58年に建物を建築し、父と母の共有名義となり、それから37年ほど経過しております。農業委員からの違反転用の指導後、前所有者から土地、建物の相続を登記しましたが、地目が農地のままであり、地目変更のために非農地証明願を提出するものです。今回は平成26年当時、違反転用を農業委員会が把握しており、また、農業委員が指導していますので、改めて現地調査を行うことはないとの判断です。非農地証明願のとおり、宅地として利用されていることを確認しておりますので、非農地証明書を発行しようと考えています。申請人の父親が農地法の転用許可を得ず、転用していることから、顛末書を添付していただいています。以上で説明を終わります。ご審議方、よろしくをお願いします。

議長

違反転用で指導をした案件です。ただ今から質疑に入りたいと思います。今回の非農地証明願について、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

なしということですので、非農地証明願については、申請のとおり非農地証明を発行することと決定いたしました。次に、日程第8、議案第12号、農用地利用集積計画(案)についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

24ページをお願いします。日程第8、議案第12号、2月分の農用地利用集積計画案は、4件6筆4,189㎡で、新規が4件です。よろしくをお願いします。

議長

ただ今、事務局から農用地利用集積計画(案)についての説明がありました。4件の集積計画です。いずれも新規とのこと。皆さん方からご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

なしということですので、農用地利用集積計画(案)については、原案のとおり決定いたしました。次に、日程第9、議案第13号、農用地利用集積計画(一括方式)(案)についてを議題とします。中間管理事業に係るものです。なお、今回の農用地利用集積計画(一括方式)

(案)の中には設定を受ける者として、該当する農業委員がおられますので、農業委員会等に関する法律第31条及びいちき串木野市農業委員会会議規則第11条の規定により、委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっていますので、関連する委員にはご退席をお願いします。

(松田委員 退席)

議長 それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 25ページをお願いします。日程第9、議案第13号、2月分の農用地利用集積計画案(一括方式)は、1件1筆757㎡で、新規が1件です。よろしくをお願いします。

議長 ただ今、事務局から農用地利用集積計画(一括方式)(案)についての説明がありました。先月から一括方式が出ておりますので、中間管理機構に係る部分で、最終的な利用権設定を受ける人も含めて、集積計画が提案されているということです。何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なしということですので、農用地利用集積計画(一括方式)(案)については、原案のとおり決定いたしました。退席された委員は自席へお戻りください。

(松田委員 着席)

議長 以上で今月の総会は終了します。

議事録署名委員

• _____

• _____